

(契一〇〇二)

平成17年10月3日

改正平成20年12月25日

改正平成22年12月10日

改正平成23年12月1日

改正平成26年9月9日

契約部

入札申込者心得書

入札申込者（電子入札申込者を含む。以下「入札者」という。）は次の各事項に御留意いただき、入札に参加してください。

（入札参加者の資格）

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することはできません。

（入札参加者の制限）

- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の定めた期間を経過しない者は入札に参加できません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とします。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (6) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき

- 2の2 前項に該当する者を入札代理人として使用する者は入札に参加できません。

（入札仕様書、図面等）

- 3 入札に参加しようとする者は、あらかじめ仕様書、図面、見本、現品、現場、契約条項、関係法規等をよく調査の上、入札しなければなりません。

(入札の日時及び場所)

- 4 入札は公告又は通知した日時及び場所（電子入札案件にあつては日本原子力研究開発機構の電子入札システム（以下、電子入札システム。）を利用）で行うものとし、当該日時に遅れたときは、入札に参加させないことがあります。

(入札の取扱い)

- 5 入札は契約の申込として取り扱いますので御承知ください。

(保証金)

- 6 入札保証金及び契約保証金については、公告又は通知します。

(代理人の入札参加)

- 7 入札者が代理人として入札させるときは、その者に対する委任状、その他これに準じる書類をもって代理権のあることを証明してください。

(郵便による入札参加)

- 8 郵送による入札の参加を認めているときは、入札書を郵送（書留扱いに限る。）により提出することができます。この場合は、入札日の前日午後5時までに到着することを要し、封皮には「年 月 日執行（件名）入札書」と明記してください。ただし、入札日の前日が当機構の所定休日に当たるときは、直前の当機構の休日でない日までに到着することを要します。

(入札書の記載方法)

- 9 入札は全て入札書で行い、入札書は横書き、楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成封緘し、封皮には自己の氏名及び「年 月 日執行（件名）入札書」と明記して入札事務を担当する職員に提出してください。また、入札を辞退しようとする者は、入札書の金額記載欄に「辞退」と明記してください。

電子入札案件にあつては電子システムを利用し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより入札してください。

(入札金額の決定)

- 10 入札金額は入札書に記載してある合計金額により定めます。なお、電子入札システムの場合は、システムに登録した金額になります。

(入札執行中の措置)

- 11 入札者が、入札者の都合により入札執行中に入札室を退室したときは、再入室は認

めません。

(開札)

12 開札は、第 4 項に掲げる日時及び場所（電子入札案件にあつては電子入札システムを利用）で入札者立会の下で行います。

入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない当機構の職員を立会わせて行います。

入札者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができません。

(落札)

13 開札の結果、予定価格の制限に達した入札者のうち、請負、買入れ、貸借等の場合は最低の価格で入札した者を落札者とし、売払い、貸付等の場合は最高価格で入札した者を落札者とし、この者と契約することを原則として当機構の定める手続を経た後決定します。

なお、最低の価格で入札した者であっても適正な価格でないと認められる場合(※)は、その者に対して必要な調査を行い、予定価格の制限に達した入札者のうち次に最低の価格で入札した者を落札者とする場合があります。

ただし、総合評価方式などの契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とすることがあります。

(※) 仕様内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき

(落札者 2 人以上の場合)

14 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、入札者のうちから抽選により（電子入札案件にあつては、電子入札システムに搭載されている電子くじ機能を利用し）落札者を決定します。もし、当該入札者のうち出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当機構の職員が代行してその行為を行います。

(再度の入札等)

15 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。入札の回数は原則として 3 回以内としますが、案件により回数制限を設けないものもありますので、事前に入札説明書で確認ください。なお、落札者がいないときは、入札を打切り、入札者のうちから特定の相手方と協議に入ることがあります。

(入札者の排除)

16 入札者が、次の各号の一に該当する行為があると認められたときは、入札から排除します。

- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(入札の無効)

17 入札者が次の各号の一に該当する場合における入札は無効とします。

- (1) 第1項、第2項及び第16項の各号の一に該当する者の行った入札
- (2) 郵送により提出された入札書が所定の日時までには到着しなかったとき（電子入札システムを利用の場合は、設定された時刻までに必要事項の登録が行われなかったとき）
- (3) 郵送又は使者により提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書である事が確認し難いとき
- (4) 入札保証金が所定の金額に達しないとき
- (5) 入札書の記載事項が不明なとき
- (6) 入札書に記名、押印がないとき（電子入札システムを利用した場合を除く）
- (7) 同一人が2以上の入札書を提出したとき
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき
- (9) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき

(入札結果等の公表)

18 入札結果等については、別に定める「契約に係る公表基準について」に基づき公表します。

(契約事務)

19 契約相手方として決定した者は、速やかに契約書その他関係書類を作成し、契約事務を担当する職員に提出しなければなりません。

(費用)

20 入札及び契約事務に関する費用は、全て入札者の負担とします。

(その他)

21 入札者は入札後、この心得書、仕様書、図面、契約条件及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。